

愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰の影響を受ける町内の中小企業等が、持続可能な事業活動ができるよう省エネ化および脱炭素化の推進に必要な経費の一部を補助し地域経済の基盤の安定を図るため、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとしその交付については、愛荘町補助金等交付規則（平成18年規則第37号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 「中小企業等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条または一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項から第3項までに規定する事業所および農業協同組合法（昭和22年法律第132条）に基づき設立された農事組合法人とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 愛荘町内に店舗、工場、事業所、事務所または支店（以下「事業所」という。）を有する中小企業等であること。
- (2) 太陽光発電システム、蓄電池システム、その他の省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する建物は既存施設とし、補助対象設備の整備に併せて整備するものでないこと。
- (3) 町税等を滞納していないこと。ただし、納税義務のない者については、納税義務のある市区町村において市税等を滞納していないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業所でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、別表第1に定める事業とし、当該年度の2月末日までに引渡しを受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 補助金を申請しようとする中小企業等と資本関係がある施工業者による事業
- (2) 補助金を申請しようとする中小企業等の代表者、役員、代表者の配偶者または、2親等以内の親族が役員として属する施工業者による事業
- (3) 事業を営んでいない個人と契約した事業

- (4) 自宅兼事業所に設置する設備等で専ら事業の用のみに使用する設備等でないと町長が認めたもの
- (5) 過去に国、県および市区町村が実施する助成制度による財政的支援を受けた補助対象設備のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1および別表第2に規定する法定耐用年数を経過していない設備を更新するもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に係る本工事費、付帯工事費および設備費とする。この場合において、付帯工事費とは、養生、仮設、解体、廃材処分、建築確認申請および最低限の付帯工事に係る費用とする。

2 補助金の対象外とする経費および費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消耗品の購入に係る経費
- (2) 公租公課（消費税または地方消費税相当額等）
- (3) 各種保証料または保険料
- (4) 既存設備等の修理または修繕に係る経費
- (5) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額および値引き費用
- (6) 中古品またはリース取引に基づく設備等の取得費用
- (7) 販売、貸付等による利益を目的とする設備等の取得費用
- (8) 転売、返品、贈与等を目的とする設備等の取得費用
- (9) 予備的取得または将来に備えるための設備等の取得費用
- (10) 経常的に係る維持管理費用

3 太陽光発電システム、蓄電池システム、省エネルギー設備等のそれぞれの補助対象経費の総額が税込30万円に満たない場合は、補助の対象としない。

（補助金額等）

第6条 補助金額は、対象工事費総額の2分の1とし補助金額の限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 第1項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 この要綱に基づく補助金の交付は、1補助対象者について1回を限度とする。
- 4 補助金の交付決定前に発注し、または契約を締結した設備は補助の対象外とする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月1日から12月10日までに愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げ

る書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画内訳書（様式第2号）
- (2) 愛荘町に事業実態があることが確認できる資料
- (3) 申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し（申請者が個人事業主である場合）
- (4) 補助対象事業に係る見積書の写し（導入設備のメーカー名および型番ならびに対象経費の内訳の分かるもの）および補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類（仕様書等）
- (5) 補助対象設備を設置する事業所の付近位置図
- (6) その他町長が特に必要と認める書類等

2 申請者は、前項に規定する申請書の提出を施工業者等に委任することができる。ただし、無償で手続きを代行する場合に限る。

3 前項の委任を受けた者が交付申請を行うときは、申請書の手続代行者欄に氏名、住所、連絡先等を記載すること。

4 申請者は、第1項の申請をもって、愛荘町が補助金交付の可否決定にあたり、町税等滞納の有無および居住の確認について、調査することを承諾したものとする。

5 設備を導入する事業所が賃貸している物件である場合は、申請書において、賃貸人の承諾欄を記入すること。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金却下通知書（様式第4号）により、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前2項の補助金の交付の可否について、申請があった日から30日以内に決定しなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金の変更の承認を受けたい者は、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金変更交付・中止承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる資料を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額についてはこれを要しない。

(1) 事業変更計画内訳書（様式第6号）

(2) 変更内容が確認できる書類

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるとき

は、申請者に対し、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 補助金の増額の変更は認めない。

（補助事業の変更等）

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、補助対象事業完了の日から起算して30日を超えない日または2月末日のいずれか早い日までに、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、第2号および第4号の添付資料に記載されている氏名は交付決定者の氏名と同一でなければならない。

- (1) 事業実績内訳書（様式第9号）
- (2) 補助対象事業に係る請負契約書または発注書等の写し
- (3) 補助対象事業の施工前後の写真
- (4) 補助対象経費を支出したことを証する書類の写し（領収書等）
- (5) 補助対象設備の保証書の写しまたはこれに代わるもの
- (6) 補助対象設備に応じた次の書類 ア 太陽光発電システム 出力対比表の写し イ 蓄電池システム 太陽光発電システムとシステム連携していることが分かる書類（配線図、構造図）
- (7) その他町長が特に必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する実績報告書の提出を施工業者等に委任することができる。ただし、無償で手続きを代行する場合に限る。

3 前項の委任を受けた者が実績報告を行うときは、実績報告書の手続代行者欄に氏名、住所、連絡先等を記載すること。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等の内容を審査し、補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の額の確定は、第8条第1項および第9条第2項で決定した額を超えない範囲で行うものとする。

（補助金の請求および交付）

第12条 前条の規定による補助金額確定通知を受けた申請者は、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付請求書（様式第11号。以下「交付請求書」という。）により速やかに町長に請求するものとする。

2 町長は、交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付する。

（立入り検査等）

第 13 条 町長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告を求め、または担当職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。この場合において、立ち入る職員は、その身分を示す職員証明書を提示しなければならない。

(決定の取消し)

第 14 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を承認なく変更し、または廃止したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき。
- (4) この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) その他法令またはこれらに基づく指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付取消通知書（様式第 12 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて愛荘町中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金返還通知書（様式第 13 号）により、交付決定者に当該補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第 16 条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした帳簿証拠書類その他関係書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助金の交付を受け取得した物品を町長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 および別表第 2 に規定する法定耐用年数を経過した場合については、この限りでない。

2 前項の規定に違反した場合において、町長は期限を定め補助金の返還を求めることができる。

(不可抗力に対する補助対象事業の取扱い)

第 18 条 前条までの規定にかかわらず、天災等申請者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては

町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年6月9日から施行する。